

柳井市ふるさと観光大使設置要綱

(設置)

第1条 柳井市（以下「市」という。）は、様々な分野で活躍している者を通して、市の魅力を発信し、交流人口の拡大及び観光振興を図るため、柳井市ふるさと観光大使（以下「大使」という。）を設置する。

(役割)

第2条 大使は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 市の魅力を積極的に宣伝すること
- (2) その他市長が必要と認めること

(認定)

第3条 市長は、次に該当する者の中から大使を認定する。

- (1) 市出身又は市にゆかりがあり、市の魅力を積極的に宣伝する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

2 大使の認定を希望する者は、ふるさと観光大使認定申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請を受けた場合、市長は速やかに認定又は不認定の決定を行い、その結果を申請者に通知するものとする。

(任期等)

第4条 大使の任期は、認定証を交付した日から辞退の申出があった日までとする。

2 市長は、大使が次の各号のいずれかに該当するときは、大使を解職させることができる。

- (1) 大使として相応しくない行為があったとき
- (2) 大使の所在が不明となったとき

(活動報告)

第5条 市長は認定した者へ大使活動報告書（別記第2号様式）の提出を求めることができる。

(報酬等)

第6条 大使に対する報酬は、支給しない。ただし、職務遂行のため、次に掲げるものを予算の範囲内で提供することができる。

- (1) 名刺
- (2) 各種パンフレット
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(庶務)

第7条 大使に関する庶務は、経済部商工観光課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。